

まちの史跡めぐり……(91)

町文化財専門委員 石瀧 豊美

江戸時代へようこそ(4)

= 村役人心得 =

旧上須恵村の庄屋の家に伝えられた史料の中に、『村役人心得』と題したものが残っています。

江戸時代、村(現在の大字)には村方三役と呼ばれる役人がいたことは、中学校の教科書でも取り上げている通りです。庄屋・組頭・百姓代……の三つの役職です。

ただし、福岡藩では百姓代という役職はありません。それに替わるものとして見えるのが「惣百姓」です。惣百姓は文字通りに解釈すると百姓全体となりますが、おそらくは百姓全体の利益を代表する誰か個人を表しているのでしょう。そうすると、言葉は違っていますが百姓代と同じことです。「惣百姓」を置いたのは庄屋・組頭の不正を監視、告発するためだと考えられます。現在で言う監査の役職です。

『村役人心得』は庄屋・組頭の行政上の心得を説いたものと言ったことがありますが、但し書きがあつて、「いささかも他見を許すべからず」と書かれていて、その情報が村役人以外にもれないようにしていたようです。

村役人の心得については、次のように述べています。

* 村役人はその所の親であるから、一村の者に対しては、自分の家族同様に親切に教え導かなければならない。役人や頭立つ

久我記念美術館

11月グループ展 9日(火)~28日(日)

(月曜休館・28日(日)は午前中まで・入場無料)

第6回 ゆみ'Sキルト展 ~布あそび~

継(ぎずな)



大石さん

11月の久我記念美術館は、大石由美子さん(須恵町大字旅石)たちによるキルト展です。34人による100点もの作品が出品されます。

“森の美術館(久我記念美術館)での作品展も6回目を迎えました。初回の感動を忘れず、回を重ねる毎に深まっていく皆様方との「ぎずな」を大切にしたいと思っています。

人と人との出会いがあるように、人と布との出会いもあります。一枚の布に「いのち」を吹き込み、もの言わぬ語り部とすることが自らの使命であり、生きる「証」であると受け止めております。

今年もたくさんの出会いがあることを楽しみに皆様方のお越しを心よりお待ちしております。 [主宰者 大石由美子]



▲ポーチ(合同作品)

木本トモ子 一人芝居「ラビアンローズ」

11月14日(日) 15:30~
チケット 大人1,000円 高校生以下無料

木本トモ子さんのプロフィール…大分県出身。劇団「テアトルハカタ」にて故野尻敏彦氏に師事し、20年間俳優修行。1974年から自主公演・学校巡演・企画公演など150作品、2000ステージを経て、1999年からは一人芝居をもって巡業中。

10月の企画展

10月5日(火)~31日(日)まで“第10回須恵美術クラブ展”を開催します。(月曜休館・祝日の場合は翌日休館、31日は午前中まで・入場無料)

た百姓たちの心得次第で、村の風俗もよくなるものである。村役人の役目は多方面にわたっています。庄屋の上には大庄屋、大庄屋の上には郡奉行がいます。侍身分である郡奉行は実際の職務は大庄屋以下の自治に任せています。それで、村については庄屋が行政・司法のさまざまな権限を持ち、庄屋の手に負えないような事項についてのみ大庄屋が乗り出していました。庄屋には村の行政についての全責任がありました。

庄屋は村人を善行に導く義務もあります。
* 孝悌(こうてい)の道は人倫第一の事柄である。親には孝養をつくし、主人には忠勤(ちゆうきん)をはげみ、兄弟妻子(けいし)・親戚(せうせき)・朋友(とも)にもそれぞれ道をもつて交際するように、つねづね教導しておくこと。

孝悌は「まごころを尽くし、いつわりのないこと」、忠信は「よく父母につかえ、兄弟の仲がよいこと」。人倫とは「人として守り行すべき道理」です。村で非人道的な行いがあれば、庄屋の指導がよくないと責任を問われることにもなりました。

質素にふるまうことはどんな場合でも百姓の守るべき第一の価値とされていました。
* 礼節(れいせつ)というのは一切を慎むことなのに、下々では行き届いて

いない。冠婚葬祭は言うまでもなく、平日でも質素にさせるべきである。
百姓身分の者は家に天井を用いることは許されていません。そのせいでしようか、戦後になって農家には天井がありませんでした。
* 百姓(ひやくせい)家(か)居(い)、御法度(ごほつど)の品(しな)はもちろん、その他でも飾りがまじきものは用いてはならない。百姓は天井・唐紙(からみ)は用いないものと承知(しょうち)し、衣服(いふく)・飲食(おんじ)・笠物(かさもの)等は特に奢侈(せうし)に流れやすいものであるから、御教示帳(ごきょうしじょう)で仰せ付けられたことは慎むように申し付けらるべきこと。

御法度の品とは法令で禁じられているものという事です。身分ごとに許されているもの、許されていないものの区別がありました。
弱者に対する配慮も、庄屋には求められていました。
* 産子(うぶこ)養育(やういく)は重大事であるから、(殿様)の御趣意(ごしゆい)が行き届くように常々監督(かんとく)すべきこと。御救願(ごきうがん)の出ている分は、吟味(ぎんみ)した上でやむを得ないものについて願い出ること。出産後に困難の起きた場合は、臨時にも御救があるが、まず臨月帳(りんげつじょう)を差し出す時によく調査(さぎさ)しておくこと。出産には頭取(かぶとどり)百姓(ひやくせい)が立ち会うよう申し付け、村役人もそのつど吟

味すること。
福岡藩主黒田継高(つぐたか)の時に、捨て子(すてこ)や間引き(まひき)を防止するために産子養育(うぶこやういく)の制度が始まりました。臨月(りんげつ)を迎えた女性の名を臨月帳(りんげつじょう)に登録し、実際(じつじ)に出産したかどうか、出産後に養育(やういく)する能力があるかどうか調べられます。生活(せいかつ)困難(くわんなん)と見られた場合には、子どもが成長(せいじやう)するまで、お米を支給(しきやう)したり、貸し付けたりしました。御救(ごきう)いとは、そうしたお米の支給(しきやう)を言います。
* 長病(ながびやう)の者(もの)や災難(さいなん)の続く者(もの)で、妙薬(めうやく)を求めたり、正式(せいし)の医師(いし)でない人(ひと)にかかったり、淫祠(いんし)・由来(よらい)の怪しい祠(し)に祈願(いねがひ)する場合があります。結局(けいこく)は廃人(はいじん)となり、一命(いちめい)を失(な)い、貧苦(びんく)を重ねることにもなる。重病(じゆうびやう)はなおさら、軽い病(びやう)であっても医師(いし)に見せ、薬用(やくよう)すべきである。氏神(うぢがみ)や旦那寺(だんなでら)以外(いそ)に頼(たの)るようでは、かえって神罰(かみばち)をこうむることにもなる。右(みぎ)のような者があれば、どんな工夫(くわんぷ)でもして、必ず納得(なふとく)するように諭(さと)すべきこと。

江戸時代はなかなか合理的な社会(しゃかい)であつたとも言えます。神頼(かみたの)みよりも医者(いし)にかかれ、むだに命(いのち)を失(な)うな、というわけです。
ともあれ、庄屋(しやうや)の仕事(しごと)もなかなかたいへんでした。(この項(こう)続(つづ)く)